

SU LETTER

エスユー レター Vol.1



国際税務

「輸出商品の売上計上はどの時点ですか？」

商品を輸出した際、輸出による売上げをどの時点で計上するか迷うところでは。

輸出取引は、商品を出庫し、それを船積みし、代金取立てのため荷為替手形を振出し、取引銀行で買取ってもらい輸出金融を通じて代金を回収が行われます。製品を輸出した際、売上げを計上する基準として考えられるのは、①商品を倉庫又は工場から出荷した日に売上げを計上する「出荷基準」、②商品の通関手続きが完了した時点で売上げを計上する「通関基準」、③、実際に船積み完了した日に売上げを計上する「船積基準」、④荷為替を取り組んだ日に売上げを計上する「荷為替日基準」などが考えられます。この点に関して平成5年11月25日の最高裁判決においては、「今日の輸出取引においては、既に商品の船積時点で、売買契約に基づく売主の引渡義務の履行は、実質的に完了したものとみられるとともに、売主は、商品の船積み完了すればその時点以降はいつでも、取引銀行に為替手形を買取ってもらうことにより、売買代金相当額の回収を図り得る実情にあるから、船積時点において、売買契約による代金請求が確定したものとみることが出来る」として③の船積基準を採用しました。荷為替取組んだ時点で売上げを計上して税務否認を受けないよう留意したいものです。

国際税務

「日本の会社との取引は消費税がかかるでしょうか？」

消費税の話です。多くのお客様から実際にあった質問です。消費税は、日本の税制なので、日本法人どうしの取引には、必ず消費税が課税されると認識されての質問だと思います。また、法人税や所得税の考え方と混同されての質問かもしれません。しかし、消費税は法人税や所得税とは全く違った考え方になります。消費税は「国内取引」に課税するとされています。そのため、消費税の認識で重要なのは、取引の相手方が日本法人か否かではなく、その「取引場所」が国内で行われたか、国外で行われたかによります。具体的にはそれぞれの取引に応じて次のように取り扱います。①資産の譲渡→譲渡時のその資産の所在場所、②資産の貸付け→貸付け時のその資産の所在場所、③役務の提供→役務の提供が行われた場所つまり、日本法人どうしの取引でも国外にある資産を売買したときは、消費税は課税されません。「取引先」ではなく、「取引場所」が消費税の判定上重要となりますので、気をつけたいところです。

ごあいさつ

平成11年10月に開業しました「阿部国際会計事務所」もその後「SUパートナーズ税理士法人」と法人化し、皆様のご愛顧により無事に開業10年目を迎えることが出来ました。

当事務所は開業以来、①海外に向けてのアウトバウンド、海外からのインバウンドの国際税務、②ファンド、SPC、金融商品等の金融税務、③合併、会社分割等の組織再編税務に軸足を置いて事業展開してまいりました。このたび、そのご愛顧にお応えする意味で、「事務所通信SU Letters」を発行する運びとなりました。私たちの身近で起きている税務問題を、出来るだけわかりやすく、短い文章で取り上げて情報発信をして参りたいと思っております。

当初は、業務を進めながらその合間に作成する都合上、未熟な面も否めないと思われませんが、仕事の合間の気分転換にでも読んでいただければ幸いです。ご愛読いただければ幸いです。

代表社員 阿部幸宣

アクセス

横浜事務所

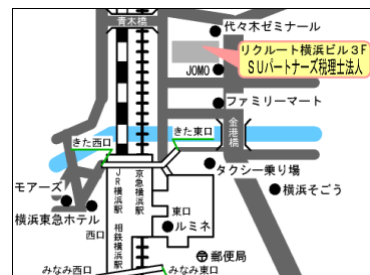
◆横浜事務所所在地◆

〒221-0056

神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3

横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 FAX : 045-453-2851



銀座事務所

◆銀座事務所所在地◆

〒104-0061

東京都中央区銀座6-2-1

ダウ・インチ銀座ビル2階 That's office 内

TEL : 03-3573-0070 FAX : 03-3572-2480

